

軽金属躍進賞規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会（以下、「本学会」という）の軽金属躍進賞（以下、「本賞」という）について規定する。

(授賞対象)

- 第2条 本賞は、軽金属学に関わる学術研究または技術開発の発展に顕著な功績を挙げ、本学会における今後の躍進が期待される研究者・技術者に贈る。
2. 受賞者は、受賞の年の4月1日現在、36歳以上45歳以下の正会員または学生会員とする。ただし、出産、育児により研究を中断するなどの事情がある場合は年齢制限を47歳以下に緩和することができる。
 3. 過去に本賞を受けた者は対象としない。

(授与)

第3条 本賞を証するものとして、本学会から賞状を授与する。

(募集)

- 第4条 候補者は、本学会誌「軽金属」の会告および本学会のホームページにより公募する。
2. 応募は、推薦または自薦による。
 3. 推薦者は、本学会の正会員、名誉会員または永年会員とする。
 4. 推薦者または応募者は、所定の「軽金属躍進賞候補者推薦（応募）書」により、指定された期日までに会長宛に推薦（応募）する。

(選考)

- 第5条 本賞は次によって決定された者に贈る。
- (1) 受賞候補者の選考は、軽金属躍進賞・奨励賞・女性未来賞選考委員会において行う。
 - (2) 理事会は前号の選考委員会により選考された者を審議し、当該年度の受賞者を決定する。
2. 受賞者は毎年3名以内とする。
 3. 理事会が受賞該当者なしとした場合は、その年度の授賞は行わない。

(授賞時期)

第6条 本賞の授賞は毎年、秋期大会開催の機会に行う。

(細則)

第7条 本規程施行に必要な運営細則は別に定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. この規程は平成 14 年 4 月 24 日より施行する。
2. 平成 18 年 1 月 31 日、一部改定した。
3. 平成 18 年 9 月 29 日、一部改定した。
4. 本規程は、一般社団法人としての第 8 回理事会（平成 24 年 3 月 29 日）において改定した。
5. 第 5 1 回理事会（平成 30 年 1 月 31 日）において、第 2 条第 2 項に年齢制限緩和を追加した。